

『大東世語』「捷悟」篇 注釈稿

堀	誠	上原	菜摘子	・	松本	豊	・	雨宮	紗希
橋本	麻美	・	三輪	彩子	・	崔	海燕	・	丁
李	軍								秋娜

〔凡例〕

一、本稿は、服部南郭『大東世語』「捷悟」篇の本文と原注に関する注釈である。

一、注釈は、早稲田大学大学院教育学研究科二〇〇九年度科目「国文学演習」(堀 誠担当)の受講生(上原 菜摘子、松本 豊、雨宮 紗希、橋本 麻美、三輪 彩子、崔 海燕、丁 秋娜、李 軍、政岡 依子)が講読担当話の発表資料に基づいて原稿化した。

一、底本は、早稲田大学図書館蔵本『大東世語』(寛延三年〔一七五〇〕刊)に依り、また典拠に関しては同館蔵本『大東世語考』(方寸菴漆鍋稿、寛延四年〔一七五二〕序)を参考にした。

一、「捷悟」篇の都合十話を、「捷悟上」のように順次表記した。

『大東世語』「捷悟」篇 注釈稿(堀・上原・松本・雨宮・橋本・三輪・崔・丁・李・政岡)

一、注釈は本文の〔書き下し文〕・〔訳文〕、原注の〔書き下し文〕・〔訳文〕、および〔語釈〕、〔典拠〕から構成される。

一、〔書き下し文〕は、原則として底本の訓点を尊重しつつ、適宜これを改めた。

〔捷悟上〕

藤公兼家。作_レ納言_ニ時。夢_ニ相_レ阪_ニ關_ニ値_レ雪。疑_ニ是_レ凶_ニ。令_レ占_レ之。占者云。吉。必_レ應_レ有_レ遺_ニ斑_ニ牛_ニ。是_ニ其_レ兆_也。果_レ有_レ獻_ニ斑_ニ牛_ニ。公_レ悅。厚_ニ貺_ニ占_レ者_ニ。賞_ニ其_レ奇_中。既_ニ而_ニ江_ニ吏_ニ部_ニ①_ニ至_ニ。公_レ語_レ之。江_ニ云。是_ニ失_レ占_也。厚_ニ夫_ニ雪_ニ白_ニ爾_ニ。關_ニ而_ニ値_レ白。得_レ非_ニ公_ニ陸_ニ關_ニ白_ニ耶_ニ②。明_ニ年_ニ果_レ拜_ニ丞_ニ相_ニ。

〔書き下し文〕

藤公兼家、納言_た作_レ時、相_レ阪_レ關_レにて雪に値ふと夢む。是_これ凶かと疑ふ。

之を占せしむるに、占者云ふ、「吉なり。必ず應に斑牛を遣ること有るべし。是れ其の兆なり」と。果たして斑牛を獻すること有り。公悦びて、厚く占者に貶なひて、其の奇中を賞す。既にして江吏部 至る。公之を語るに、江云ふ、「是れ失占なり。夫れ雪は白のみ。關にて白に値ふとは、公 關白に陞のぼるに非ざることを得んや」と。明年果たして丞相に拜せらる。

〔訳文〕

藤原兼家が大納言であつたとき、逢坂の関で雪に降られるという夢をみた。不吉なことではないかと思つて、この夢を占わせたところ、占い師は、「吉です。きつとマダラ牛を贈り届けることがあるでしょう。その吉兆にはかなりません」と言つた。その通り、マダラ牛を献上する者があつた。兼家は喜んで、占い師にたいそうな褒美を与え、占いが中したことを褒め称えた。まもなくして大江匡衡がやつて来た。兼家がこのことを告げると、匡衡は、「占い違いです。そもそも雪は白い色をしています。関所で白いものにあつたのですから、兼家公が関白に昇任なさらぬことがありますようか」と言つた。翌年、兼家はその予言通りに関白に任命された。

〔原注〕

- ① 匡衡。
 - ② 關白、丞相也。
- 〔書き下し文〕
- ① 匡衡なり。

② 關白は、丞相なり。

〔訳文〕

- ① 匡衡である。
- ② 関白は丞相のことである。

〔語釈〕

藤原兼家 藤原兼家。九二九〜九九〇。平安中期の官人。同母兄に伊尹・兼通、妹に安子がいる。東三条殿、法興院摂政、大入道殿などと称される。康保四年（九六七）藏人頭に補され、安和二年（九六九）には従三位中納言、天祿三年（九七二）正三位大納言に昇進する。貞元元年（九七六）冷泉天皇の女御として入内した娘超子に居貞親王が生まれ、兼家は外戚としての地位を固め、兼通との権力闘争に勝ち、同二年十月に関白に就任した。そして寛和三年（九八七）懷仁親王を一条天皇として即位させると自ら摂政となり政權を握つた。正暦元年（九九〇）五月摂政太政大臣を辞し、関白を道隆に譲り、出家する。この年の七月二日、六十二歳で死去した。

江吏部 大江匡衡。九五二〜一〇二。大江匡房の曾祖父。永祚元年（九八九）文章博士、長徳三年（九九七）東宮学士となつて尚書・毛詩・文選・礼記・白氏文集・老子などを講じた。博学多才で、優れた儒学者であつた。妻の赤染衛門の縁故で道長に接近し、道長の詩宴には進んで陪席したが、文人官僚軽視の勢力にははまれ、最後まで公卿の座につくことはできなかった。江

吏部の「吏部」とは、式部省の唐名で、国家の儀式・文官の選任・懲戒などをつかさどった。

相阪關 逢坂の関。逢坂山にあった関所で、六四六年頃に設置された。

東海道と東山道が合して逢坂の関を越えるため交通の要となる重要な関所であった。平安京防備の三関の一つ。七九五年に廢止された。東関ともいう。

斑牛 マダラ牛。

奇中 占いが的中すること。不思議にあたること。

失占 占い違い。

丞相 中国で、天子を補佐する最高の官職。宰相。

〔典故〕

『江談抄』卷二―第三十一話「大入道殿夢想の事」。

(雨宮 紗希)

〔捷悟2〕

御堂丞相。初營「東第」。令「藤有國監造」。西泉透廊。南出之上「一架」。

不「施」長押木。「公視怪」其不「牢」。爾時有國不「辯」而止。及「上東后

①册立始入内」。輿輦此出。廊架開濶。無「所」妨礙。「有國時在」側小

咳。公顧。則仰指「廊上」視「公」。公始悟「其慮頗遠」。

〔書き下し文〕

御堂丞相、初め東第を營す。藤有國をして監造せしむ。西泉の透廊は、南出の上の「一架」、長押木を施さず。公 視て其の牢たからざるを怪しむ。

〔大東世語〕「捷悟」篇 注釈稿(堀・上原・松本・雨宮・橋本・三輪・崔・丁・李・政岡)

一九

爾の時 有國辯せずして止む。上東後の册立して始めて入内するに及びて、輿輦 此より出づ。廊架 開濶、妨礙する所無し。有國 時に側に在りて小咳す。公 顧れば、則ち仰ぎて廊上を指して公に視す。公 始めて其の慮りの頗る遠なることを悟る。

〔訳文〕

藤原道長は、かつて東三条院を造営したときに、藤原有國に監督させた。その西泉の透廊は、南に突き出しており、その上の一段には長押木を付けていなかった。道長公はこれを見て、構造が堅牢でないことを訝ったが、そのとき有國は説明しないままで済ませてしまった。のちに上東后(道長の長女、彰子)が詔を受けて、始めて入内する時になって、輿がここから出た。透廊は柱と柱の間が広々として、妨げとなるものがなかった。有國はこのとき側にいて小さく咳払いをした。道長公が振り返ると、有國は透廊の上を指して、道長公のご覧に入れた。道長公はようやく有國がとても目先の利くことに気づいたのだ。

〔原注〕

①后。御堂公長女。入爲「永延帝妃」。尋册爲「后」。帝崩後。號曰「上東門院」。

〔書き下し文〕

①后は、御堂公の長女なり。入りて永延帝の妃と爲る。尋いで册せられて后と爲る。帝の崩ぜし後、號して上東門院と曰ふ。

〔訳文〕

①后は、御堂公の長女である。入内して永延帝（一条天皇）の妃となった。すぐに立てられて后となった。帝の崩御された後は、上東門院と号した。

〔語釈〕

御堂丞相 藤原道長をいう。九六六〜一〇二七。平安中期の官人。藤原兼家の五男。御堂関白、御堂入道などと称される。関白とは呼ばれるが、摂政・関白に準じた位である内覧の立場を貫いた。長女の彰子をはじめ、娘を次々と入内させ、外戚として絶大な権力を得るにいたった。

東第 東三条の邸第のこと。平安京の左京三条（現在の京都市中京区）にあった藤原氏の邸宅。この話にもいう建造時期は明らかではないが、道長が実権を握り東三条第を伝領した九五五年から、彰子が皇后に立てられる一〇〇〇年までの間であると推測される。完成は寛弘二年（一〇〇五）。

有国 藤原有国。九四三〜一〇一一。平安中期の公卿であり官人で、漢詩人。藤賢とも称される。父は正五位藤原輔道で、母は源守俊（または済俊）の娘の子である。藤原兼家から、平惟仲とともに「左右の眼」として重んじられた。しかし兼家からの関白の後継の相談に、有国が藤原道兼を推していたことが関白となった藤原道隆に知られ、恨まれて官位を奪われる。その後、藤原道長時代に復権したが、勘解由長官のまままで没したため勘

解由相公とも呼ばれた。博学で漢詩にも長け「勘解由相公集」

二巻を著し、『本朝麗藻』、『類聚句題抄』、『和漢兼作集』などに漢詩がある。道長の家司となり、家の事務をつかさどって活躍した。初め「在国」と称した。文章生出身。

長押木 柱の間の上下に渡した飾り木。

牢 かたい。堅牢なこと。「かたし」と訓じる。

上東后 藤原彰子をいう。九八八〜一〇七四。道長の長女で、一条天皇の中宮。後一条天皇、後朱雀天皇の母。

册立 詔によって皇后や皇太子をたてること。

輿輦 天子の乗る車。ここでは后妃の乗る車をさす。

妨礙 邪魔をすること。

永延帝 一条天皇をいう。

九八〇〜一〇一一。円融天皇の第一皇子。第六十六代天皇。「永延」は、その治政の年号（九八七〜

九八九）。

〔典故〕

『十訓抄』第一―第三十二話。

（橋本 麻美）

〔捷悟3〕

藤賢①聞有圖暗打己者。在暗處持油立。果有來打而過者。便偷灑其袖。明日認汚袖爲驗。其人不能爭逃。

〔書き下し文〕

藤賢 暗に己を打せんと圖る者有りと聞きて、暗處に在りて油を持して立つ。果たして來打して過ぐる者有り。便ち儉かに其の袖に灑ぐ。明旦 汚袖を認めて驗と爲す。其の人争ひ逃るること能はず。

〔訳文〕

藤賢（藤原有国）は暗がりて自分を打ちすえようと企んでいる者がいると聞いて、暗い場所で油を持って立っていた。果たして打ちかかってくる者がいた。すぐにこっそりとその袖に油をそそいだ。明朝、汚れた袖を見分けて証拠とした。その人は言い争って逃げることはできなかった。

〔原注〕

①有國。字賢。

〔書き下し文〕

①有國なり。字は賢なり。

〔訳文〕

①有國である。字は賢である。

〔語釈〕

藤賢 藤原有国。九四三〜一〇一一。平安時代中期の公卿、漢詩人。

〔捷悟2〕〔語釈〕〔有國〕参照。

暗打 ひそかに打ちすえる意もあるが、ここでは下文に「在暗處」とあることから、暗がりて打ち懲らす意に解釈した。

〔典故〕

『江談抄』卷三十一第二十話「勘解由相公、暗打の事」。

（松本 豊）

〔捷悟4〕

上東后帳内犬生子。時疑禍妖。召博士江匡衡問之。江奏曰。吉不可言。謹按犬字。大旁加一。即在。上則爲天字。在下則爲太字。配以子字。是爲太子生爲天子。吉孰大焉。亡幾。后生太子。卽位爲寬仁帝。

〔書き下し文〕

上東後の帳内 犬子を生めり。時に禍妖を疑ふ。博士 江匡衡を召して之を問ふ。江奏して曰く、「吉言ふべからず。謹んで犬の字を按ずるに、大の旁に一を加ふ。即ち、上に在れば則ち天の字と爲る。下に在れば則ち太の字と爲る。配するに子の字を以てす。是れ太子生まれて天子と爲ると爲す。吉 孰か大ならん」と。幾くも亡くして、后太子を生む。位に卽きて寬仁帝と爲る。

〔訳文〕

上東門院（中宮彰子）の御帳の中で、犬が子を生んだ。これを禍い事と怪しんで、文章博士の大江匡衡を呼んでこれを聞いた。匡衡は、「とてもめでたいことです。謹んで犬という字を考えてみますに、大という字の旁らに一の字を加えています。即ち、上に一が在れば、天の字となります。また、下に在れば太の字となります。これに『子』

という字を配しますと、太子が生まれて天子となるという意味になります。どちらの字も大変おめでたい事を指します」と申し上げた。その後いくばくもなく、后が太子を生み、その子が位に即いて寛仁帝となった。

〔語釈〕

上東后 上東門院彰子。九八八〜一〇七四。後一条天皇寛仁帝の母。

〔捷悟2〕〔語釈〕「上東后」参照。

禍妖 禍はわざわい。妖はあやしいこと、わるいこと、まがごと。

江匡衡 大江匡衡。九五二〜一〇二二。平安中期の官人、学者。式部

大輔重光男。母は一条摂政藤原伊尹家の女房三河。永祚元年

（九九八）文章博士に任ぜられる。博士として長保、寛弘の年

号を勘申。〔捷悟1〕〔語釈〕「江吏部」参照。

寛仁帝 後一条天皇。一〇〇八〜一〇三六。第六十八代天皇。在位

一〇二六〜一〇三六。一条天皇第二皇子。母は藤原道長女の中

宮彰子。名は敦成。「寛仁」は治政の年号。

〔典拠〕

『十訓抄』第一第二十一話。

〔余説〕

『江談抄』巻二―第九話「上東門院の御帳の内に犬出で来た事」にも同様の話を収載するが、誕生した王子をのちの後朱雀天皇としており、本話と異なっている。また、「犬」の字をめぐる分析に関して『十訓抄』が「天」の字の次に「太」の字を導き出すのに対して、『江

談抄』では「太」の字を先に導きだしている。物語の展開の異同から、本話は『十訓抄』に依拠するものと推測される。

（三輪 彩子）

〔捷悟5〕

上東后臨_レ生_二太子_一産難。后父御堂公甚憂。乃開_二障子_一自_レ内出。咨_二諸卿_一。更命祈禳。藤有國在_二下座_一。答曰。産事已成。何以更祈。言未_レ畢。帳内女侍乃走出。告_二皇子生_一。皆呼_二萬歳_一。後御堂公問_二有國_一。何以知_レ之。言向見_二公開_二障子_一出_上。謂障_二礙於子_一者已開。以_レ是知_レ之。

〔書き下し文〕

上東后 太子を生むに臨みて産難なり。后父 御堂公甚だ憂ふ。乃ち障子を開け内自り出で、諸卿に咨ひ、更に命じて祈禳せんとす。藤有國 下座に在り、答へて曰く、「産事已に成る。何を以て更に祈らん」と。言未だ畢らずして、帳内の女侍乃ち走り出でて、「皇子生る」と告ぐ。皆 萬歳と呼ぶ。後に御堂公 有國に問ふ、「何を以て之を知る」と。言ふ、「向に公の障子を開け出づるを見て、謂へらく、『子を障礙する者は已に開く』と。是れを以て之を知る」と。

〔訳文〕

上東后（中宮彰子）は皇太子を生むに際し難産であった。后の父の御堂公（藤原道長）は大変憂慮した。そこで障子を開いて内から出て、公卿たちに相談し、更に命じて祈禱して祓わせようとした。藤原有國

は下座におり、答えて言った、「お産は既に成就しました。どうして更に祈禱することがありましようか」と。その言葉がまだ終わらないうちに、几帳の中の侍女が走り出て来て、「皇子がお生まれになりました」と告げた。みな万歳を叫んだ。後に御堂公は有国に尋ねて言った、「なぜそれが分かったのだ」と。有国が言うには、「先に御堂公が障子を開けて出ていらっしゃるのを拝見しました。『皇子を障さやつていたものは既に開け放たれた』というわけです。だから分かったのです」と。

〔語釈〕

上東后 藤原彰子。九八八〜一〇七四。藤原道長の長女として生れ一条天皇の中宮として入内した。後に後一条天皇、後朱雀天皇の二人の天皇を生み国母となる。院号は上東門院。〔捷悟2〕〔語釈〕「上東后」参照。

太子 敦成親王。後の後一条天皇。一〇〇八〜一〇三六。一条天皇の第二皇子で、母は中宮彰子。長和五年（一〇一六）に八歳で即位し、道長が摂政の座に就いて権勢をふるった。長元九年（一一〇三）、世継ぎに恵まれないまま二十九歳で崩御した。

御堂公 藤原道長。九六六〜一〇二七。平安中期の公卿。藤原兼家の五男。藤原家最隆盛時代の氏の長者である。長女彰子を一条天皇の中宮、次女妍子を三条天皇の皇后、三女威子を後一条天皇の中宮として入内させ「一家立三后」を果たし、天皇家と姻戚関係を結ぶことで絶大な権力を握った。長和五年（一〇一六）、

後一条天皇の即位とともに摂政に就任、翌寛仁元年（一一〇一七）には摂政と氏長者の座を嫡男の頼通に譲り、後継体制を固めた。〔捷悟2〕〔語釈〕「御堂公」参照。

障子 日光や風を遮るために立てたものの総称で、唐紙・ふすま・ついたての類。「子」は接尾辞であるが、有国は漢字の多義性を利用して、皇子の「子」として「子を障さやる」意に解釈している。

祈禱 祈り祓う。

藤有国 藤原有国。九四三〜一〇一一。平安中期の公卿。大宰大貳藤原輔道の四男。従二位・参議に至る。摂政藤原兼家により、平惟仲と共に「左右の眼」として重く用いられた。博学多識にして漢詩を能くし、『勘解由相公集』二巻を著した。『本朝麗藻』などにもその作が多く採られる。〔捷悟2〕〔語釈〕「藤有国」参照。

障礙 さまたげる、邪魔する。

〔典拠〕

『十訓抄』第一―第二十一話。

（上原 菜摘子）

〔捷悟6〕

寛仁帝即位後。上東太后入見。顧「覽宮中」。乃歎曰。先帝崩後未幾。禁内百爾。一何衰哉。帝心慚懼。時黃門源顯基。適在「戸外」。無端口吟「朗詠佳句一二」。太后聞之。又曰。此唯足「存」想往時之盛。

帝乃解_レ顔。

〔書き下し文〕

寛仁帝 即位の後、上東太后 入見す。宮中を顧覽して、乃ち歎じて曰く、「先帝の崩後 未だ幾_いくならずして、禁内の百爾、一に何ぞ衰へたるや」と。帝心 慚懼す。時に黃門の源顯基、適_たたま戸外に在り、端無くも口に朗詠の佳句の一二を吟ず。太后 之れを聞きて、又た曰く、「此れ唯だ往時の盛を存想するに足れり」と。帝乃ち顔を解く。

〔訳文〕

寛仁帝（後一条天皇）が即位の後、上東門院が宮中にお出ましになり、その様子を一わたりご覧になって、嘆息しておっしゃることには、「先帝（一条天皇）がご崩御になっていくばくも経たないのに、宮中のあらゆるものがすっかり衰微してしまいました」と。帝は心中恥ずかしく思われたが、ちょうどその時、中納言の源顯基が戸外に居合わせ、朗詠にふさわしい一、二句を思いがけず口ずさんだ。上東門院はそれをお聞きになると、「これだけが往時の隆盛を深く思い起こすに十分です」とおっしゃられた。帝もやっと顔つきを和らげた。

〔語釈〕

寛仁帝 後一条天皇。一〇〇八〜一〇三六。第六十八代天皇。在位

一〇二六〜一〇三六。〔捷悟4〕〔語釈〕「寛仁帝」参照。

上東太后 上東門院彰子。九八八〜一〇七四。後一条天皇（寛仁帝）の母。〔捷悟2〕〔語釈〕「上東后」参照。

入見 入朝してまみえる。ここでは、帝のもとを訪れ、面会すること。

顧覽 見回す。回視。

禁内 禁中。宮中。

百爾 もろもろのこと。あらゆること。爾は助字。

源顯基 一〇〇〇〜一〇四七。平安時代後期の公卿。権大納言源俊賢の長男。後に関白藤原頼通の猶子となる。藏人頭・参議などを歴任し、従三位権中納言に至る。後一条天皇の恩寵厚く、天皇崩御後、「忠臣は二君に仕えず」として出家した。

無端 ゆくりなく、思いもよらず、きっかけや原因もなしに。

口吟 詩歌などを口ずさむこと。

朗詠 高らかに朗吟すること。又は『和漢朗詠集』の略称。「朗詠佳句」の四字は「和漢朗詠集」の佳句の意に特定せず、朗詠するにふさわしい句の意に解した。

存想 深く考える。熟慮。

解顔 顔をとく、容貌を和らげる。歎笑する。

〔典故〕

『十訓抄』第六十一話。

（丁 秋娜）

〔捷悟7〕

承保帝即位初。宮中火。上倉卒出_二南殿_一。從官未_レ至。有_レ人走入。徑赴_二火所_一。急移_二御寶_一。又赴_二衛陳_一。引_二出輦車_一。輦_二於階前_一。上乃見_二其有_レ幹_一。未_レ知_レ爲_レ誰。問_二其名_一。便應曰。左少辨正家。

上曰。若是辨官。宜備近側。正家素與江匡房竝稱。而江以侍東宮。朝夕風議。上未聞有正家。乃造次具官上謁。當時稱其機警。

〔書き下し文〕

承保帝即位の初め、宮中に火あり。上 倉卒にして南殿に出づ。從官未だ至らず。人有りて走りて入る。徑に火所に赴き、急に御寶を移し、又た衛陳に赴き、輦車を引き出して、階前に轡す。上乃ち其の幹有るを見て、未だ誰爲ることを知らず、其の名を問ふ。便ち應じて曰く、「左少辨正家」と。上曰く、「若し是れ辨官ならば、宜しく近側に備ふべし」と。正家 素より江匡房と竝び稱せらる。而して江は東宮に侍するを以て、朝夕に風議す。上 未だ正家有ることを聞かず。乃ち造次に官を具して上謁す。當時 其の機警を稱す。

〔訳文〕

承保帝（白河天皇）が即位したばかりの頃、宮中で火事があった。帝は急遽南殿へ避難なさった。家臣たちがまだ到達しないうちに、走ってくる者がいた。すぐに火元に駆けつけ、急いで神器を移動し、さらに侍衛の者の控えの場に赴いて輦車を引き出して、階段の前につけた。帝はその器量を見てとつたが、誰であるかがわからず、名前を問われた。すぐに応じていうことには、「左少弁の正家です」と。帝は、「その方が弁官であるならば、側近くに控えおるがよい」とおっしゃった。正家はもともと大江匡房と並び称せられていた。大江匡房は皇太子に近侍しているので、朝な夕なに活発な論議をしていたけれども、

帝はまだ正家という人材がいることをお聞き及びでなかった。そこで正家は咄嗟に官名を伴って拝謁したのであった。当時の人々はその機転を賞賛した。

〔語釈〕

承保帝 白河天皇。一〇五三〜一一二九。第七十二代天皇。在位一〇七二〜一〇八六。最も専制君主的な天皇であった。讓位後、鳥羽天皇の頃より全面的に政務を掌握し、所謂「院政」の完成を見る。太政官は政務の執行機関のようになり、実際には大江匡房が諮問にあずかることが多かったようである。「承保」は白河天皇治世の年号。一〇七四〜一〇七七。勸申者は文章博士藤原正家。

倉卒 急に。俄かに。

衛陳 「衛」はまもり、宿衛、侍衛の意。「陳」は「陣」に通じ、居所を表す。

輦車 手ぐるま。人が引く車。典拠によれば「御輿」とある。二本の長柄の上に屋形を作り、そこに人を乗せて運んだ乗り物で、肩

にかつぐものを「輦」と呼ぶ。

轡 「輦」に同じ。車をあとずさりさせて堂前につけること。

幹 才幹。才能、器量。

左少辨 弁官の一つ。語釈「辨官」参照。

正家 藤原正家。一〇二六〜一一二一。平安時代の文人。治暦元年（一〇六五）に文章博士となり、次いで弁官を歴任した。大江匡房

と並び称せられ、天皇への進講、年号の勸申などを行った。観相に優れ、白河院や藤原忠実などを相した話が伝わる。

辨官 太政官の判官・左大弁・左中弁・左少弁・右大弁・右中弁・右少弁に分け、八省の事務を分割した。

江匡房 大江匡房。一〇四一―一一一一。平安時代の学者。江帥・江都督などと称される。諸道に精通し、文才に優れた。『江家次第』、『江帥集』があり、その談話を記した『江談抄』がある。

風議 活発に議論すること。又、諷諫論議すること。

造次 わずかの間。「倉卒」に同じ。

機警 物事の悟りの早いこと。

〔典故〕

『今鏡』「すべらぎの上」。

〔備考〕

典拠によれば、この出来事は後三条天皇即位の年、治承四年（一〇六八）十二月十一日のこととする。後三条天皇は第七十一代天皇、在位一〇六八―一〇七二。

（政岡 依子）

〔捷悟8〕

永保中。京畿有^レ孽。帝欲^レ令^二高僧禳^一焉。夢或告曰。竹人禳^レ災。覺問^二群臣^一。皆不^レ能^レ解。江匡房奏曰。請命^二範俊^一。帝問^二其故^一。江曰。

範俊從^二竹人^一。時俊隱^二那智山^一。帝乃詔^レ俊出爲^二僧正^一①。

〔書き下し文〕

永保中、京畿 孽^ず有り。帝 高僧をして禳^ははせんとす。夢に或るひと告げて曰く、「竹人 災を禳はん」と。覺めて群臣に問ふ。皆 解すること能はず。江匡房 奏して曰く、「請ひて範俊に命ぜん」と。帝其の故を問ふ。江 曰く、「範俊は竹人に従ふ」と。時に俊 那智山に隱る。帝 乃ち俊に詔して出でて僧正と爲^ならしむ。

〔訳文〕

永保年間のこと、畿内に災厄があった。白河帝は高僧に祓わせようとなさっていた。夢の中である人が告げて言うことには、「竹人が災いを祓うであろう」と。帝は目が覚めてそのことを群臣にお尋ねになったが、みな分からなかった。大江匡房が奏して言うことには、「範俊に命じましょう」と。帝がその理由をお尋ねになると、大江匡房は、「範俊はその名が竹（竹冠）と人（人偏）とに依っております」と答えた。その時、範俊は那智山に隠れ住んでいた。そこで帝は範俊に詔を下し、那智山から出て僧正とならせた。

〔原注〕

①俊事東寺成尊。與義範齊名。後以事潛藏那智山。

〔書き下し文〕

①俊 東寺の成尊に事^{つか}へて、義範と名を齊しくす。後 事を以て那智山に潛藏す。

〔訳文〕

①範俊は東寺の成尊に仕えて、義範と並び称せられた。後に事情に

よって那智山に潜み隠れた。

〔語釈〕

永保 白河天皇治世の年号。一〇八一〜一〇八四。

京畿 「畿内」に同じく、帝都付近の地域。我が国では五畿内、即ち

大和・山城・河内・和泉・摂津の五カ国をさす。

孽 災い。

禳 祓う。神を祭って変異を祓い避ける。

江匡房 大江匡房。一〇四一〜一一一一。平安時代の歌人・学者。〔捷

悟7〕〔語釈〕「江匡房」参照。

請命 朝廷の命令によって官吏に任ぜられることを願う。

範俊 一〇三八〜一一一二。平安後期の真言僧。成尊の弟子。法眼、

権少僧都、権大僧都、法印を歴任し、長治元年（一一〇四）東

寺長者を兼ね、翌年に法務を兼帯。天永元年（一一一〇）権僧

正となる。

那智山 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町の山岳地帯の総称。烏帽子山・

光ヶ峯・妙法山などに囲まれた一帯をさす。那智山には神社や

寺が多く、古くから信仰の山であった。また、那智山では大滝

をめぐる神域が修法のための荒行の場となり、多くの遺跡が残

されている。

僧正 僧官の名。僧綱（僧尼を統領し、法務を統轄する僧官）の一。

己を正し、他をも正し、克く政令を敷いて僧侶の非行を正すこ
とを掌る。

東寺 教王護国寺の通称。京都市南区九条町にある真言宗東寺派の総

本山である。

成尊 一〇二二〜一〇七四。平安後期の真言僧。僧正仁海に師事。治

暦元年（一〇六五）神泉苑において請雨経法を修する。後三条

天皇の護持僧、権律師、権少僧都に任ぜられる。

義範 一〇二三〜一〇八八。平安後期の真言僧。惟信法親王に師事。

成尊より法を受ける。権律師、権少僧都に任ぜられ、東寺長者

となる。請雨経法に優れ、仁海、成尊と続く小野流の正統を継

ぎ、公明真言修法も義範のころに始まったとされる。

齊名 評判や名声を等しくする。並び称せられることをいう。

潜藏 潜み隠れる。

〔典拠〕

『元亨釈書』卷十「範俊法師」。

（李軍）

〔捷悟9〕

妙音公自「土州」歸。詣「上皇宮」。皇命「琵琶」曰。久矣不聽「君音」。

公乃拜。先彈「嘉皇恩」。次彈「還城樂」。聽者都歎「其切」。

〔書ぎ下し文〕

妙音公 土州よ自り歸り、上皇の宮いたに詣る。皇 琵琶を命じて曰く、「久

しきかな君が音を聴かざること」と。公乃ち拜して、先に嘉皇恩を彈

じ、次に還城樂げんじやうらくを彈ず。聴く者都みなて其の切なるを歎ず。

〔訳文〕

妙音公（藤原師長）は土佐国から帰洛し、上皇（後白河院）の宮に参内した。上皇は琵琶を言いつけて、「久しくあなたが弾く琵琶の音を耳にしていることだ」とおっしゃった。そこで、妙音公はお辞儀をして、まず「嘉皇恩」を弾き、次に「還城楽」を弾いた。聞く者は皆その切々たる音調に感歎した。

〔語釈〕

妙音公 藤原師長。一一三八～一一九二。平安後期の公卿。左大臣藤原頼長の次男。保元元年（一一五六）保元の乱で、父の頼長に縁座して土佐に配流された。長寛二年（一一六四）召還され、治承元年（一一七七）従一位、太政大臣となるが、同三年（一一七九）後白河院の近臣として平清盛によつて尾張に配流された。琵琶の名手で、妙音院と号した。

土州 土佐国の別称、今の高知県。流刑地の一つであった。藤原師長のほかに、応天門の変に連座した紀夏井、平治の乱の源希義、承久の乱の土御門上皇、元弘の乱の尊良親王らが配流された。

上皇 後白河院。一一二七～一一九二。鳥羽天皇の第四皇子。第七十七代天皇。在位一一五五～一一五八。即位の翌年に保元の乱が起り、二条天皇に譲位。その後、五代三十四年にわたつて院政を行う。一一六九年に法皇となり、造寺・造仏を盛んに行い、今様を好んで『梁塵秘抄』を撰す。

嘉皇恩 雅楽の「賀王恩」。「感皇恩」ともいう。唐楽の乞食調の曲。

管弦にも舞楽にも用いる。嵯峨天皇の時代に大石峯良がつくつたと伝えられているが、中国にも唐の太宗作とされる同名の曲があり、大陸から輸入された後に日本で改作されたものかとも推測される。

還城楽 雅楽の曲名。「見蛇楽」「還京楽」ともいう。唐楽に属する林邑楽系で、太食調の曲。管弦にも舞楽にも用いる。抜頭の番舞で、一説にヴェーダ神話の抜頭 (Pandu) 王が退治された悪蛇をみて歓喜勇躍する様子を表すという。また、蛇を好んで食べる西域の人が、蛇を見つけ捕らえて喜ぶ様子を舞にしたともいわれる。「還城」は凱旋を意味し、唐の玄宗が韋後の乱を平定して帰還したときに作らせた曲ともいわれる。

〔典拠〕

『十訓抄』第一―第二十五話。

（崔 海燕）

〔捷悟10〕

源將軍頼朝。初興兵東國。遣藤九盛長。說房總強家千葉平經。與上總平弘常。藤九到總。以密詔暨檄視之千葉。千葉曰。謹奉_レ上旨。當與弘常謀而奔命。藤九還。途遇千葉子小太獵歸。駐馬相語。小太年十七。乃以父答爲失。急引藤九歸。向父曰。前徵兵時。大人既應。今復見詔檄。且我家非上總屬。何待弘常。應涉遲疑。恐復不可。父乃決意承命。

〔書き下し文〕

源將軍頼朝、初めて兵を東國に興すとき、藤九盛長を遣はし、房總の強家、千葉の平経胤と、上總の平弘常とに説かしむ。藤九 總に到り、密詔暨^{ほかに}檄を以て之れを千葉に視^しす。千葉曰く、「謹みて上旨を奉じ、當に弘常と謀りて奔命すべし」と。藤九還る。途に千葉が子 小太が獵して歸るに遇ひ、馬を駐めて相ひ語る。小太 年は十七。乃ち父の答旨を以て失せりと爲し、急に藤九を引ききて歸り、父に向ひて曰く、「前に兵を徴する時、大人既に應ず。今復た詔檄を見、且つ我が家 上總の屬に非ず。何ぞ弘常を待たん。應じて遲疑に渉るは、恐らくは復た不可ならん」と。父乃ち意を決して命を承く。

〔訳文〕

將軍源頼朝が、初めて東国で挙兵したとき、藤原九郎盛長を派遣し、房總の豪族である千葉の平経胤と上總の平弘常の説得にあたらせた。盛長は房總に到着し、密詔と檄文を千葉に見せた。千葉は、「謹んで上意をおしいただき、弘常と相談してきつとご命令に従いましょう」と言った。盛長は帰路に就いた。道すがら千葉の息子の小太郎が狐を連れて帰るのに出会い、馬を止めて語らった。小太郎はときに十七歳であったが、父の返答が失策であると思い、急ぎ盛長を引き連れて帰り、父にむかつてこう言った。「以前兵を募っていた時、父上は既に対応なさっています。そして今また詔書と檄文をご覧になりました。なおかつ我が家は上総につき従っているわけではありません。どうして弘常を待つ必要がありますでしょうか。挙兵に應對しながらぐずぐずと決め

かねているのは、きつとよろしくありません」と。父はかくて意を決して命令を承諾した。

〔語釈〕

頼朝 源頼朝。一一四七～一一九九。鎌倉幕府初代將軍で、武家政治の創始者。義朝の第三子であり、平治の乱に際して伊豆に配流されたが、治承四年（一一八〇）に以仁王の令旨を奉じて平家追討の兵を挙げた。石橋山の敗戦の後、富士川の戦いに大勝。鎌倉において東国を固め、この地に幕府を開いた。

藤九盛長 安達盛長。一一三五～一二〇〇。平安時代末期、鎌倉時代

初期の武将。頼朝が伊豆に配流されていた時からの側近で、『曾我物語』によれば頼朝と北条政子の間を取り持ったとされる。治承四年（一一八〇）の頼朝挙兵に際しては使者として関東武士をまとめ、石橋山の戦いの後は頼朝とともに安房国に逃れた。その際、下総国の大豪族である千葉経胤を説得して味方につけた。頼朝が再挙して鎌倉に本拠を置き関東を治めると、元暦元年（一一八四）の頃から上野国の奉行人となった。別名、藤九郎。

房總 安房と上総と下総の総称。現在の千葉県及び茨城県の南部に当たる。

千葉平経胤 平経胤。一一一八～一二〇一。常胤とも。平安時代末期から鎌倉時代初期の武将。

上總 現在の千葉県の中央部を指す旧国名。

平弘常 ？（一一八三）。広常とも。平安時代末期の武将。平治の乱に際しては源義朝に従って戦った。上総権介として上総、下総の両国に所領を持ち、大きな勢力を有していたが、頼朝の挙兵にすぐに応じることはなかった。後に大軍を率いて頼朝のもとに参陣し勝利に大きく貢献するも、寿永二年（一一八三）には謀反を企てたとして、頼朝の命を受けた梶原景時によって謀殺された。

密詔 内密に下された詔書。

檄 役所が木の札に書いて使者に持たせたもの。ふれぶみ。まわしぶみ。

小太 『源平盛衰記』では小太郎とされる。経胤の嫡子である平胤正と目されるが、系図によれば胤正は康治元年（一一四一）の生まれであり、治承四年（一一八〇）には三九歳となっており、十七歳とするこの内容には該当しない。胤正の子である成胤は久寿二年（一一五五）の生まれでこの時十五歳であるため、あるいは成胤の誤りか。

大人 子が親を呼ぶ語。

遲疑 疑い迷ったためらうこと。ぐずぐずして決行しないこと。

〔典拠〕

『源平盛衰記』卷二十「佐殿大場勢汰への事」。

（上原 菜摘子）